

## 川越市美術展覧会鑑審査の傍聴に関する要領

### 1 趣旨

川越市美術展覧会公開鑑審査（以下「鑑審査」という。）における傍聴に関する必要な事項を要領として定める。

### 2 申込

鑑審査の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、申込期限までに川越市美術展覧会事務局（以下「事務局」という。）へ申込を行う。事務局は傍聴希望者へ傍聴券を交付し、傍聴希望者は当日事務局に提示する。

### 3 遵守事項

傍聴希望者に対し、鑑審査の傍聴に関する遵守事項を別に定めて通知する。

### 4 定員

鑑審査を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ審査員長が定めるものとする。

傍聴希望者が定員を超えるときには、事務局の抽選によって傍聴人を決定し、その結果を傍聴希望者に通知するとともに、当選者に対し傍聴券を交付する。

### 5 受付

傍聴人は、鑑審査開始の10分前までに事務局受付で受付し傍聴券を提出する。

### 6 会場に入ることができない者

ポスター、ビラ、拡声器その他傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、鑑審査会場（以下「会場」という。）に入場することができない。

### 7 撮影、録音等の禁止

会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審査員長が認めた場合は、この限りではない。

## 8 傍聴場所

会場内に傍聴席を用意する。

## 9 傍聴人への指示

審査員長は、鑑審査の平穩かつ円滑な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

## 10 途中退出

原則、途中退出は認めない。

しかし、傍聴人が体調不良等の理由により途中退出を希望した場合は、審査員長が認める場合に限り途中退出することができる。

## 11 再入場

再入場は不可とする。

## 12 違反に対する措置

傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、審査員長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

傍聴人が前項の規定による命令または前段の指示に従わないときは、審査員長は、その者に対して会場からの退場を命ずることができる。

## 13 その他

この要領に定めるもののほか、鑑審査の傍聴に関する必要な事項は、川越市美術展覧会運営委員会会議により決定するものとする。

## 附 則

この要領は、令和8年9月13日から施行する。